

4/15 朝日

40年超原発差し止め提訴

高浜1・2 14都府県住民76人

運転開始から40年を超えた関西電力高浜原発1、2号機（福井県、停止中）について、福井県高浜町や名古屋市のほか、大阪府、京都府、滋賀県など14都府県の住民76人が14日、国を相手取り、運転期間を延長する認可をしないよう求める行政訴訟を名古屋地裁に起こした。老朽化が進む原発の危険性に焦点をあてた提訴は全国初だという。

2013年に施行された改正原子炉等規制法は、原発の運転期間を原則40年と定め、原子力規制委員会が新たな規制基準に適合して

提訴後、記者会見で話す河合弘之弁護士（右から2人目）＝14日、名古屋市中区、吉本美奈子撮影



いると判断すれば、最長20年間の延長を一度だけ認め、1、2号機の延長を申請することにした。関電は昨年1、2号機の延長を申請

し、規制委は今年2月、安全対策が基準に適合していると判断。最長20年の運転期間延長に道筋をつけた。原告は訴状の中で、「老朽化が原発事故の原因となりうることを否定できない以上、40年ルールは厳格に運用されなければならぬ」と強調。関電の安全対策を問題視し、燃えにくい

素材を使っていなかった1、2号機の電気ケーブル（長さ1300メートル）の一部を防火シートで覆う対策について「安全性の実証試験抜きに規制委は認めており、明らかに違法」と主張している。さらに、中性子を浴びてもろくなる原子炉圧力容器の対策も「厳格な審査は行われておらず審査の

過程に過誤があるとした。また、新規制基準も批判。策定までに8カ月しかかけていない点などをあげ、「原発事故や国際的な基準を踏まえた基準と言えず、安全性を確保できる内容ではない」と指摘する。そのうえで、「過酷事故が生じれば、国民の権利や自由を広範囲に侵害し、回復

は極めて困難」と訴え、「60年運転」の道を開かないよう規制委に求めた。提訴について原子力規制委員会は「訴状が届いていないため、コメントすることは差し控えたい」とした。

老朽化「二重に危険。断固阻止」

「福島事故は、原発が史上最大最悪の公害を引き起こす可能性があることを示した。老朽化も進む（高浜）1、2号機は『二重に危ない原発』。危ない原発を止める流れを作りたい」。北村栄弁護士団長は提訴後の記者会見で強調した。

1年前のこの日は、福井地裁がいったん高浜3、4号機の運転差し止め決定を出した。今回の提訴は、司法判断が初めて即時に原発を止めた「意義のある日」（弁護士団）を選んだ。弁護士団に名を連ね、全国の原発訴訟に携わる脱原発弁護士全国連絡会の共同代表・河

原告団会見

合弘之弁護士は「『寿命』がきた原発を、もつたないからという理由で動かそうとする試みを断固阻止する」と話した。福井県高浜町の東山幸弘さん（69）は「原発は地元の企業として組み込まれている状況だが、多くの町民が1、2号機を動かそうとすることに不安を訴えている。設計基準も古いのだから廃炉にしろ」と話した。福井市の翻訳業小野寺和彦さん（61）は「なし崩しで延長運転する流れがつくられないよう、高浜1、2号機の40年を超える運転を止めたい」と話した。